

令和4年度

南砺市担い手育成総合支援協議会

総 会

と き 令和4年5月27日（金）午前10時00分から

ところ 南砺市役所別館3階 大ホール

南砺市担い手育成総合支援協議会

令和4年4月

役員・会員名簿

職名	氏名	所属職名	備考(前任者)
会長	岩佐 崇	南砺市ブランド戦略部長	此尾 治和
副会長	荒岡 信次	なんと農業協同組合 営農部長	伊藤 一也
監事	雄川 勉	となみ野農業協同組合 経済部長	
監事	川合 初浩	福光農業協同組合 営農部長	
会員	松本 浩二	砺波農林振興センター次長 兼 企画振興課長	
会員	川嶋 徹	砺波農林振興センター担い手支援課長	
会員	田中 豊継	砺波農林振興センター農業普及課長	鍋島 学
会員	中村 三郎	南砺市農業委員会 会長職務代理	
会員	梅基 保	南砺市農業者会 会長	
会員	上野 将之	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター グループリーダー	
会員	松山 善昭	南砺市土地改良区事務局長	
会員	堂前 光宏	五箇山農業公社事務局長	小林 誠
会員	前山 浩	南砺市ブランド戦略部 農政課長	

事務局

職名	氏名	所属職名	備考(前任者)
局員	大上 隆	砺波農林振興センター企画振興課 課長補佐	高橋 清
局員	熊野 貴章	砺波農林振興センター担い手支援課経営支援班長	田村 聡
局員	村岡 裕一	砺波農林振興センター農業普及課砺波班長	上原 仁
局員	古林 雅子	砺波農林振興センター農業普及課南砺班長	
局員	清原 一郎	となみ野農業協同組合 経済部次長	
局員	中島 拓郎	なんと農業協同組合営農部 販売指導課長	
局員	高松 正樹	福光農業協同組合営農部 営農指導課長	
局員	森 正樹	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター サブリーダー	長井 平
局員	高桑 京子	南砺市農業者会 副会長	
局員	長谷川 哲雄	南砺市農業委員会 総務係長	出原 雅之
局員	横井 勇昭	南砺市農政課 農産振興係長	
事務局長	谷口 繁慶	南砺市農政課 農政係長	

令和4年度
南砺市担い手育成総合支援協議会
総会次第

1 開 会

2 挨拶

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

議案第1号 役員の変更について

議案第2号 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

議案第3号 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について

議案第4号 南砺市担い手育成総合支援協議会規約の一部改正の承認について

6 意見交換

7 閉 会

議案第1号

役員の変更について

市協議会規約第8条第2項の規定により、南砺市担い手育成総合支援協議会役員(案)について次のとおり承認を求めます。

	新	旧
南砺市担い手育成総合支援協議会 会長	岩佐 崇	此尾 治和
南砺市担い手育成総合支援協議会 副会長	荒岡 信次	伊藤 一也

以上、提出します。

令和4年5月27日

南砺市担い手育成総合支援協議会
会 長 岩佐 崇

議案第2号

令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

市協議会規約第17条の規定により、令和3年度事業報告及び収支決算について次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年5月27日

南砺市担い手育成総合支援協議会
会長 岩佐 崇

令和3年度事業報告

南砺市担い手育成総合支援協議会

1 事業の実施方針

南砺市担い手育成総合支援協議会は南砺市農業再生協議会の構成員として一体的な活動を展開した。具体的には、関係機関と連携し、「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体（認定農業者及び集落営農組織等）を効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手として育成し、さらにこれら担い手の充実強化と持続的な経営発展、並びに新規就農者の増加と農地集積による担い手の規模拡大を推進した。

2 担い手育成支援実施実績

(1) 担い手育成総合支援協議会活動

ア 協議会開催実績

開催時期	内 容
令和3年5月6日 令和3年5月14日	南砺市担い手育成総合支援協議会事務局会議 南砺市担い手育成総合支援協議会通常総会

イ 育成目標に対する実績

区 分	令和5年度 育成目標	令和2年度 実 績	令和3年度実績			達成率 %
			実績累計	単年度		
				新規	失効・ 解散	
認定農業者	210	182	178	5	△9	84.7
個人	95	82	78	4	△8	82.1
法人	30	19	19	1	△1	63.3
集落営農法人	85	81	81	0	0	95.3
任意組織	30	54	55	1		183.3

(2) 経営改善・能力向上支援活動

ア 農業経営改善計画作成支援実績

対象経営体数	備 考
(新規) 5 経営体	個人 4 件 法人 1 件 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> [稲作 2 件 果樹 1 件 稲作+果樹 1 件 稲作+露地野菜 1 件 </div>

イ 認定農業者フォローアップ活動実施実績

対象経営体数	内 訳
38 経営体	再認定 38 経営体 (個人 20 経営体、法人 18 経営体)

ウ 簿記講座 開催実績

開催時期	内 容	
令和3年 11月15日	・複式簿記研修Ⅰ(認定農業者、法人)	} 10名
11月16日	・パソコン簿記研修Ⅰ(認定農業者、法人)	
11月17日	・パソコン簿記研修Ⅱ(認定農業者、法人)	
令和4年 1月13日	・パソコン簿記研修Ⅲ(認定農業者、法人)	
1月21日	・複式簿記研修Ⅱ(認定農業者、法人)	
1月28日	税務相談 1名	
1月28日	個別簿記相談 5名	
2月10日	" 4名	
2月24日	" 4名	

集落営農組織化・法人化活動も一部兼ねています。

エ 能力向上研修会開催、参加実績

開催時期	内 容	
令和3年 7月30日	農業担い手研修会	9名
令和3年 11月16日	農業者会現地視察研修会	9名

オ 経営指導担当者研修会開催、参加実績

開催時期	内 容	参集範囲

(3) 集落営農組織化・法人化活動

ア 法人化・集落営農設立実績

設立日時	内 容
令和4年3月 1日	株式会社 楽農志 Farm 岩倉

(4) 担い手交流活動

ア 担い手交流会開催、参加実績

開催時期	内 容
令和4年1月31日	・新春交歓会 18名

(5) 農業経営サポート事業

支援実績 経営体 法人化 1件

3 新規就農者の育成・確保

(1) 農業体験活動推進実績

活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校農業教育ふれあい促進事業の実績 (小学校6校7事業、中学校4校4事業、義務教育学校1校1事業) ・農業高校生の職場見学と青年農業者との情報交換会 令和3年7月12日 生徒19名参加

(2) 新規就農希望者就農支援活動実施実績

活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・相談、研修、就農計画の策定、経営計画樹立への支援 全相談件数12件 (開業希望 8 親の継承 2 未定 2) 令和4年度経営開始予定 3名 ・農業経営継承事業 マッチングツアー 参加者10名 (市内4、市外5、県外1) 農業団体3 経営体 ・ウェブサイト「なんとアグリジョブ」の運営 南砺市内の農業団体の求人情報 各種就農支援の紹介 就農相談から企業の紹介 実績7件

令和3年度認定新規就農者数 4名 (農業経営開始した人)

令和3年度就農研修者 (市認定者) 3名 (内市単独事業0名)

4 経営継承の促進に向けた活動実績

開催時期	内容
令和3年 11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・経営継承セミナー 農業用ハウス大雪・強風被害防止対策研修会 南砺市28名 砺波市11名参加

令和3年度収支決算

収 入

(単位 : 円)

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増減	備 考
運営補助金	1,202,500	1,262,000	△ 59,500	
県補助金	621,500	681,000	△ 59,500	富山県担い手育成支援事業補助金
市補助金	464,000	464,000	0	南砺市
J A補助金	117,000	117,000	0	J Aなんと、J A福光、J Aとなみ野各39,000円
補助金 (マッチングツアー)	94,046	100,000	△ 5,954	
県補助金	0	0	0	
市補助金	94,046	100,000	△ 5,954	
負担金 (個人・砺波市担い手協)	44,474	47,000	△ 2,526	個人負担金35,200 (テキスト代、昼食代) 砺波市担い手協9,274 (合同研修会)
繰越金	99	99	0	令和2年度から
雑入	2	901	△ 899	
計	1,341,121	1,410,000	68,879	

支 出

(単位 : 円)

項 目	本年度決算額	本年度予算額	増減	備 考
担い手育成支援協議会活動費	750,307	705,000	45,307	
担い手育成総合支援協議会活動	40,866	40,000	866	総会等、事務費等
経営改善・能力向上支援活動	235,916	230,000	5,916	相談会、懇談会支援活動、各種研修会
農業経営法人化推進活動	339,351	300,000	39,351	パソコン農業簿記研修会等
集落営農の組織化・法人化活動	25,272	30,000	△ 4,728	説明会経費、資料作成費等
担い手交流活動	108,902	105,000	3,902	青年農業士交流会参加費、先進地視察研修
補助事業 (経営継承の促進)	43,435	150,000	△ 106,565	経営継承セミナー 講師委託料等
補助事業 (マッチングツアー)	190,842	200,000	△ 9,158	マッチングツアー、貸切バス代、広報費、印刷費、保険料など
新規就農者の育成・確保	354,705	355,000	△ 295	
農業体験活動	240,000	260,000	△ 20,000	小中学校農業体験等助成
新規就農希望者就農支援活動	114,705	95,000	19,705	就農者育成懇談会、啓発資料等
計	1,339,289	1,410,000	70,711	

収入合計 1,341,121 円
 支出合計 1,339,289 円
 差引合計 1,832 円は、翌年度に繰越します。


監 査 報 告

令和4年5月20日に令和3年度南砺市担い手育成総合支援協議会収支決算について、収支決算書及び付属帳票等を精査したところ、協議会規約に基づき適正に処理されておりましたので、報告いたします。

令和4年5月27日

南砺市担い手育成総合支援協議会

監 事 川合初浩 

監 事 雄川 勉 

議案第3号

令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について

市協議会規約第17条の規定により、令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年5月27日

南砺市担い手育成総合支援協議会
会長 岩佐 崇

1 担い手の育成・確保に向けた基本的な考え方

農業人口の減少、高齢化、後継者不足の深刻化など厳しい状況が課題となる中、南砺市では、地域の中心となる経営体やその経営体への農地の利用集積の方向性、新規就農者の確保方針等の地域農業のあり方を定めた「人・農地プラン」を作成し地域での話し合いを進めている。

また、市の南砺で暮らしません課と連携して農業を目指す青年等新規就農者の確保に向けた就農相談や、農業法人の求人情報、空き家情報等就農希望者に対するきめ細やかな相談、情報提供を行い、農業経営の実現に向けて支援を行う。

市協議会の事業にあたっては、国並びに県の農業政策とも連動して情報収集・発信を行いながら、以下の方針に基づき担い手育成・確保の取り組みを推進する。

2 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する方針

(1) 認定農業者の育成に関する基本方針

市協議会としては、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、国で示された農業経営基盤強化促進法の基本要綱(令和2年4月改正)に従い、「実質化された人・農地プラン」の地域の中心となる経営体のうち、未だ認定農業者となっていない経営体を認定農業者に誘導する。既存の認定農業者に対しては、農業経営改善計画の作成に対して支援を行う。また経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、専門的な知識を持つ関係団体と連携した指導・助言等を行うこととする。

(2) 集落営農組織の育成に関する基本方針

市内では担い手が不在の集落も多くあることから今後の農業・農地の在り方などを集落内で話し合ってもらい、新規設立や周辺組織への加入などの方向性を検討する。

また、既存の集落営農組織にあっては、後継者を確保できる経営基盤を構築するため、集落営農組織の統合再編による規模の拡大を図るとともに、水稻を含めた協業経営化、周辺集落の作業受託並びに経営の複合化等による経営の質的向上や基幹的担い手の育成等による経営基盤の強化を支援する。特に、労働力の確保に関しては、専従雇用を検討し、コストの削減や単収の増加による収益の確保に結びつける。

(3) 農業経営の法人化の推進に関する基本方針

経営体質の強化、新たな人材の受入れ等による円滑な経営継承等を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化を進め、サポート事業や法人化等支援事業による法人化の費用負担の軽減を図る。法人化後は、認定農業者となるよう支援し、補助事業や有利な金融支援を活用し、規模拡大や効率的な経営の支援を図る。

(4) 担い手の現状と育成目標

	設立当初 (平成16年度)	現在 (令和3年度)	育成目標 (令和5年度)
認定農業者	106	178	210
個人	76	78	95
法人	18	19	30
集落営農法人	12	81	85
任意組織	76	55	30

・現在(令和3年度)の数は、令和4年3月末現在

3 農業に携わる幅広い人材の育成・確保方針

(1) 新規就農者

とやま農業未来カレッジ等の関係機関と連携して、次代の南砺市農業を支える意欲ある新規就農者の育成・確保を図るため、就農前の青年等就農ビジョン、就農後の青年等就農計画制度等を活用して、就農啓発や就農相談を行い定着までを総合的に支援する。

また、農業をリタイアする人が増加し、担い手への集積は進んでいるため、農業生産法人の労働力が不足していることから、県内外から市内の法人等へ就職できるようマッチングを図る。

新規就農者の確保・育成(令和4年度に向けた目標)年3名以上

(2) 女性農業者

「新潟県農山漁村女性プラン(令和4年5月改定予定)」に基づき、女性の経営参画、地域社会への参画、男女共同参画の意識の醸成を図る。

3年度には、女性新規就農者が1名誕生し、新たに研修に取り組み、経営を目指す女性も現れるなど、増加する傾向がみられる。6次産業化など女性ならではの視点での経営に取り組めるよう、関係機関と連携し支援する。

4 農地の利用集積に関する方針

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、優良農地の確保・有効利用の継続に努めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手へ農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業等を活用する。

人・農地プランは、29プラン中27プランが実質化されており、地域内で必要に応じて話し合いを進めながら集積・集約化を目指す。実質化できない地域は、実質化に向けた検討を始める。

令和5年度までの目標：90%程度

(南砺市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」より)

5 令和4年度事業計画実現の為に必要な活動に関する事項

(1) 支援体制等の整備

・関係機関と連携しながら、新規就農者の育成や、効率的かつ安定的な農業経営に向けた経

営規模拡大、農地集積等により担い手育成・確保の取り組みを支援する。

- ・ 経営所得安定対策等の国補助事業や県単独事業、市単独事業など担い手に対する支援策の積極的かつ総合的な活用を図る。

【国事業】

経営所得安定対策、農地集積・集約化対策事業（機構集積協力金）、農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業、新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）、農業経営法人化支援総合事業（農業経営サポート事業）、食料産業・6次産業化交付金など

【県単独事業】

富山県担い手育成・確保総合支援事業、農業経営者総合サポート事業、中山間地域等不利農地集積支援事業、とやま型農業経営支援事業、がんばる女性農業者支援事業、6次産業化とやまの魅力発信事業、とやま農業経営継承事業など

【市単独事業】

新規就農研修支援事業
コロナ特別枠）収入保険加入促進支援事業

（2）県・地域段階における取り組みの連携

- ・ 各支援策が必要とされる担い手に対し適時に支援が行われるよう、「人・農地プラン」に位置づけられた担い手に関するデータ・情報の整備を進めるとともに、県・市協議会での共有化を促進する。
- ・ 担い手育成・確保に向け、農業経営の継承、就農意義の啓発、人材の確保等の観点から行う取り組みについて情報の共有を図り、各地域農業再生協議会における活動の円滑化を図る。

（3）地域リーダーの育成とネットワーク化

- ・ 地域農業の担い手育成において主体的な役割を果たす地域リーダーの育成と交流を促進する。

6 本年度活動計画

（1）本年度活動の重点事項

- ① 担い手農業者の経営を支援するための農業経営サポート事業及び研修事業
- ② 小中学生に対する農作物の生産体験及び高校生等の就農体験
- ③ 新規就農者確保のための就農相談やマッチング

（2）数値目標（令和4年度）

- ・ 認定農業者の育成（新規） 3 経営体
- ・ 新規就農者の育成・確保 3 名

7 本年度における対策・課題ごとの取り組み

担い手の育成・確保に係る目標を達成するため、経営所得安定対策のほか各種補助事業等を活用しながら、以下の取り組みを行う。

(1) 担い手育成総合支援協議会活動

市協議会は、県協議会と連携しながら、担い手の育成確保に向けた事業を図る。特に南砺市における農業経営の継承、就農意識の啓発、人材の確保等の観点から行う活動への支援の実施と、「人・農地プラン」に位置づけられた担い手の育成・確保状況の把握・データベース化、認定農業者等の農業改善計画のフォローアップに努める。

(2) 農業経営者総合サポート活動(農業経営体法人化支援事業)

農業経営者総合サポート事業の実施主体として県協議会は相談窓口を設置し、市協議会は支援チームの構成機関として、経営体が抱える課題に合わせて以下の取組を行う。

1. サテライト窓口の設置
2. 管内の要望調査のとりまとめ
3. 重点指導農業者の支援チーム活動計画作成
4. 支援チーム活動及び支援活動の実施
5. 農業経営法人化支援事業事務
6. 県単補助事業の活用推進
7. 専門家を活用した経営診断会や経営相談会の開催

(3) 経営改善・能力向上支援活動

- ① スペシャリストを活用した経営診断会や経営相談会の開催
- ② 経営管理能力の向上のための複式農業簿記講習会の開催
- ③ 経営指導担当者を対象とした研修会への参加

(4) 集落営農組織の育成

新たな集落営農の組織化や組織活動強化を図る。

- ① 集落リーダー等を対象とした研修会の開催
- ② 法人経営体への移行等、経営所得安定対策の加入要件を満たす、より経営体質の強い組織への誘導
- ③ 集落営農・農業経営法人化啓発活動
- ④ サポート事業を利用した営農組織の設立相談
- ⑤ 新規就農者への農業機械・技術等の支援、労働力の相互支援

(5) 新規就農者の育成・確保

新規就農希望者の発掘と円滑な就農を促進するとともに、新規就農者が地域農業の基幹的担い手として安定的な経営を展開することを支援する。

- ① 小中学生の農業理解の向上を目的とする活動に対して一部助成を行う。
- ② 農業関係高校生と青年農業者との交流や先進農家での農業体験による就農啓発活動（スマート農業の最新の農業機械の見学等）
- ③ 新規就農希望者の就農支援活動の推進（農業法人への就農支援）

- ④ 富山県農業教育振興会及び富山県砺波農林振興センターと連携し就農候補者リストの作成
- ⑤ 南砺で暮らしません課と連携し、移住者で農業を目指す方の相談について、具体的な国・県・市の助成制度の説明、農地の情報提供など関係機関の協力を得ながら研修先、将来農業経営が自立できるよう支援を行う。
- ⑥ とやま農業経営継承事業の活用
- ⑦ 新規就農者と南砺市農業者会との交流
- ⑧ 新規就農（就職）希望者と農業生産法人とのマッチング「マッチングツアー」

(6) 担い手の交流促進

認定農業者等の連帯感や農業経営の法人化、経営改善に関する意欲向上を図る。

- ① 新規就農者及び認定農業者等が形成する交流会の協力支援を行い、問題の情報収集及び解決に向けての情報提供。交流会から広く情報発信を図る。
- ② 先進地研修等の実施により経営改善の気運、農業者同士の連帯感の醸成
- ③ 県や農業会議などが主催する研修会や交流会への参加を促進し、特に青年農業者の市外農業者との交流の促進を図る。
- ④ 生産者と南砺市内の料理人との交流の場を設け、料理人が求める食材とそれらを提供する生産者との関係の構築を支援する。「農・食マッチングプロジェクト」

(7) 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地対策のための全耕地調査、耕作放棄地フォローアップ調査、耕作放棄地解消計画の策定、その他支援事業の実施等解消に向けた具体策の取組みの検討を南砺市農業委員会と行う。

また、耕作放棄地の実態を把握するため、市や農業委員会が実施する調査に協力する。

(8) 農地確保・利用支援

農地の計画的利活用のため、営農地域の実態に応じた農地の確保やその有効利用のための取組を支援する。

(9) 農業経営者組織の活動強化

認定農業者等により組織される南砺市農業者会との連携を図り、資質向上を図る研修会に共催するなど、地域で一体となった農業振興を図るため同会との共同活動を強化する。

(10) 経営継承の促進

経営継承情報を共有できる体制づくりと周知
砺波市と合同により経営継承セミナーの開催。

(11) 農作業安全の推進

農業者が集まる様々な機会を捉え、農業安全に係る話題を取り上げ農業者の安全意識の向上を図る。

(12) その他

上記の他、担い手確保・育成のため、必要な活動を実施する。

令和4年度収支予算（案）

収入

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
運営補助金	1,237,000	1,262,000	△ 25,000	
県補助金	656,000	681,000	△ 25,000	富山県担い手育成支援事業補助金
市補助金	464,000	464,000	0	南砺市
JA補助金	117,000	117,000	0	JAなんと、JA福光、JAとなみ野各39,000円
補助金（マッチングツアー）	100,000	100,000	0	
受託収入	300,000	0	300,000	「農・食」マッチングプロジェクト
負担金（個人・砺波市担い手協）	47,000	47,000	0	
繰越金	1,832	99	1,733	令和3年度から
雑入	168	901	△ 733	
計	1,686,000	1,410,000	276,000	

支出

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
担い手育成支援協議会活動費	731,000	706,000	26,000	
担い手育成総合支援協議会活動	40,000	40,000	0	総会等、事務費等
経営改善・能力向上支援活動	230,000	230,000	0	相談会、懇談会支援活動、各種研修会
農業経営法人化推進活動	326,000	300,000	26,000	パソコン農業簿記研修会等
集落営農の組織化・法人化活動	30,000	30,000	0	説明会経費、資料作成費等
担い手交流活動	105,000	106,000	0	青年農業士交流会参加費、先進地視察研修
補助事業（経営継承の促進）	100,000	150,000	△ 50,000	経営継承セミナー 講師委託料等
補助事業（就農意識の啓発）	200,000	200,000	0	マッチングツアー 貸切バス代、広報費、印刷費、保険料等
受託事業	300,000	0	300,000	「農・食」マッチングプロジェクト 会場使用料、貸切バス代等
新規就農者の育成・確保	355,000	355,000	0	
農業体験活動	260,000	260,000	0	小中学校農業体験等助成
新規就農希望者就農支援活動	95,000	95,000	0	就農者育成懇談会、啓発資料等
計	1,686,000	1,410,000	276,000	

議案第4号

南砺市担い手育成総合支援協議会規約の一部改正の承認について

市協議会規約第17条の規定により、南砺市担い手育成総合支援協議会規約の改正(案)について次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年5月27日

南砺市担い手育成総合支援協議会
会長 岩佐 崇

議案第4号

南砺市担い手育成総合支援協議会規約の一部改正について(案)

令和4年5月27日

改正後	現行
<p data-bbox="347 443 579 481">第2章 会員等</p> <p data-bbox="156 492 383 530">(市協議会の会員)</p> <p data-bbox="151 542 774 672">第6条 市協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものをもって組織する。</p> <p data-bbox="167 683 359 721">(1) ~ (9) 略</p> <p data-bbox="167 732 539 770">(10) <u>山間地域農業組織代表</u></p>	<p data-bbox="1002 443 1233 481">第2章 会員等</p> <p data-bbox="810 492 1037 530">(市協議会の会員)</p> <p data-bbox="805 542 1428 672">第6条 市協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものをもって組織する。</p> <p data-bbox="821 683 1013 721">(1) ~ (9) 略</p> <p data-bbox="821 732 1018 770">(10) <u>農業公社</u></p>

南砺市担い手育成総合支援協議会規約

平成17年12月14日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南砺市担い手育成総合支援協議会（以下「市協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 市協議会は、事務所を富山県南砺市荒木1550番地に置く。

(目的)

第3条 市協議会は、地域における話し合いと合意形成の下、優れた技術力や経営者意識を有した認定農業者等の個別経営の育成を図るとともに、新たな集落営農組織の育成や既存組織の経営発展等を支援することにより、担い手の充実と持続的な経営発展等および、耕作放棄地の再生利用に資することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 市協議会の活動の範囲は、南砺市の区域とする。

(事業)

第5条 市協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 地域貢献担い手確保・育成支援に関すること。
- (3) 新規担い手の育成・確保に関すること。
- (4) 農業サービス事業体支援に関すること。
- (5) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の実施に関すること。

2 市協議会は、前項に関する業務の一部を第6条の会員に委託して実施することができるものとする。

第2章 会員等

(市協議会の会員)

第6条 市協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 南砺市ブランド戦略部
- (2) 南砺市農業委員会
- (3) 富山県砺波農林振興センター
- (4) 福光農業協同組合
- (5) なんと農業協同組合
- (6) となみ野農業協同組合
- (7) 南砺市農業者会
- (8) 富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター
- (9) 土地改良区
- (10) 山間地域農業組織代表

2 前項9号、10号会員については、市各地域の土地改良区および山間地域農業組織代表の互選によりそれぞれ1名を選出する。

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第6条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、市協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第12条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、市協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第9条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 6 前条第2項の規定に関わらず、会長は緊急を要する事項又は簡易な事項については、持ち回り若しくは書面評決の方法により全会員の賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他市協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 市協議会規約の変更
- (2) 市協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに市協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を市協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第19条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は南砺市農政課に置く。

3 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、会長が任命する。

5 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

6 事務局には、知識経験者を必要に応じて召集することができる。

(業務の執行)

第22条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、市協議会事務処理規程、市協議会会計処理規程、市協議会内部監査実施規程、市協議会文書取扱規程並びに市協議会公印取扱規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 市協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 市協議会規約

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 市協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国庫補助金

(2) 富山県補助金

(3) 南砺市補助金

(4) 農協補助金

(5) 富山県耕作放棄地対策協議会からの助成金

(6) 富山県担い手育成総合支援協議会からの助成金

- (7) 富山県農業再生協議会からの助成金
- (8) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第26条 市協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第27条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第28条 会長は、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「設置要領」という。）及び交付を受ける補助金等の根拠規定に従い、必要な報告等を行わなければならない。

第7章 市協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第29条 この規約及び第22条に掲げる規程を変更した場合は、富山県知事に報告するとともに、富山県耕作放棄地対策協議会長の承認を受けなければならない。

(市協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第30条 市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、交付を受けた補助金等の根拠規定の定めに従い取り扱うものとする。

第8章 雑則

(細則)

第31条 設置要領及び市協議会規約・規程その他この規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年12月14日から施行する。
- 2 市協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるの「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 市協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 市協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月18日から施行する。
- 2 ただし、富山県知事の承認が必要な条項については、承認を受けた日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月27日から施行する。